

ご相談ください!

マルチ商法／ネズミ講

投資セミナーやネットワークビジネスに参加してみないかと誘われて参加したらマルチ商法の会員になってしまった。



情報商材等の被害

副業やFX投資で高額収入が得られるとして情報商材を購入させられた。競馬・パチンコの必勝法があるとして多額のお金を支払った。



出会い系サイト・占いサイト

出会い系サイト・占いサイトの課金やポイント購入で多額の支払いをしてしまった。



事前予約制

まずはお電話でご予約ください。

相談日

担当弁護士からご連絡いたします。

相談料

30分以内 5,500円 (消費税込)
(延長15分ごと 2,750円 [消費税込])

出張相談の場合は、出張相談料※のほか、別途交通費がかかります。

※30分以内 11,000円 (消費税込)
(延長30分ごと 5,500円 [消費税込])

予約受付時間

午前 9:30～12:00

午後 1:00～4:30

※月～金曜日 (祝日除く)

東京三弁護士会多摩支部

☎ 042-548-1190

消費者トラブル

投資詐欺

悪徳商法



解決

まずは弁護士にご相談を

東京三弁護士会多摩支部
消費者問題法律相談

〒190-0014 東京都立川市緑町7-1
立飛ビル8号館2階

☎ 042-548-1190

<https://www.tama-b.com/>



こんなときは、

訪問販売被害

突然自宅を訪問してきた業者と高額の工事契約をしてしまった。嘘の説明で強引に契約をさせられた。



エステ・美容整形

エステの無料体験を受けたところしつこく勧誘されて高額 of 契約をさせられ、ローンを組まれた。美容整形のトラブルにあった。



投資被害・ 投資まがい詐欺

投資の名目で多額の支払いをさせられた。何の契約を交わしたかわからないが、契約書も渡してもらえない。



消費者トラブル解決への道すじ

1

相談

まずは東京三弁護士会多摩支部にお電話ください。消費者問題法律相談の名簿に登録された弁護士が相談に対応します。法律相談は担当弁護士の事務所でありますが、必要に応じて出張相談も可能です。

※出張相談の場合は、別途、出張相談料と交通費がかかります。

2

相手方の調査・特定

契約書、関係者の電話番号や不動産情報、法人情報等から関係者の調査を行います。調査の結果、交渉の相手方とすべき関係者を特定します。

まずは調査だけの受任も可能です。

3

交渉

調査結果を踏まえて、相手方と返金交渉や契約の解消に向けた交渉を行います。クレジット契約を締結している場合は、クレジットカード会社との調整も行います。

4

調停・訴訟

交渉での解決が難しい場合には調停や訴訟を起こします。訴訟や調停で話し合いが成立することもあります。難しい場合は判決を取得します。

5

回収

相手方が任意に支払わない場合には、強制執行により回収をはかります。



消費者トラブル解決の第一歩は法律相談です。まずはお気軽にご相談ください!

東京三弁護士会多摩支部

☎042-548-1190